

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(注) 以下の記載中の条文番号は、特に記載のない限り、銀行向け告示の該当条項を指します。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本件「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況等について金融庁長官が別に定める事項」案第2条第3項等に規定する流動性リスク管理に係る開示事項についてですが、流動性リスクの管理に当たっては、流動性リスク管理態勢強化に向けたPDCAサイクルを機能させていることが重要だと思えます。</p> <p>したがって、流動性管理体制強化に向けた計画、当該計画を踏まえて実施した事項、当該実施した事項を検討した結果及び当該検討を踏まえてとった改善措置を記載しなければならないこととするべきだと思えます。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、流動性リスク管理に係る開示事項の具体的な内容については、今後公表する監督指針において明記する予定です。</p>